

地域包括支援センターきしろ 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、鎌倉市が設置し社会福祉法人きしろ社会事業会が受託運営する地域包括支援センターきしろ（以下「センター」という。）が行う、指定介護予防支援事業及び介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメントの適切な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、センターの専門職が、適切な地域包括ケアを実現することを目的とする。

(運営方針)

第2条 センターは、高齢者が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続できるよう利用者の立場にたって支援を行う。

1. 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って提供される指定介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者に偏ることのないよう、公正かつ中立に行われるよう配慮するものとする。
2. 事業の運営にあたっては、要介護状態になっても高齢者のニーズや状態の変化に応じて必要なサービスが切れ目なく提供される「包括的かつ継続的なサービス体制」を確立するよう努める。
3. 自ら提供する事業の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(センターの名称等)

第3条 センターの名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 地域包括支援センター きしろ
- (2) 所在地 鎌倉市大船 1273-1 電話 0467-42-7503

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 センター内に勤務する専門職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者1人（常勤兼務）
管理者は、所属職員を指導監督し、適切な事業の運営が行われるように総括する。
- (2) 保健師又は経験のある看護師 1人以上・社会福祉士 1人以上 介護支援専門員 1人以上
- (3) 前各号に掲げるもののほか、パートナー職員を若干名置くことができる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日とする。
ただし、12月29日から翌年の1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前9時から午後5時30分までとする。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(介護保険運営協議会との協議)

第6条 次に掲げる事項について、介護保険運営協議会との協議を行うものとする。

- (1) センターの担当する圏域の設定に関する事。
- (2) センターが予防給付にかかわるマネジメント業務を委託できる居宅介護支援事業所に関する事。
- (3) センターの公正・中立性の確保に関する事。
- (4) センターの運営に関する事。
- (5) センター職員に関する事。
- (6) その他地域包括ケアに関する事。

(主な事業内容)

第7条 センターは、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 共通的基盤整備・地域に総合的・重層的な「地域包括支援ネットワーク」を構築する。
- (2) 高齢者の相談を総合的に受け止め、訪問により、実態把握の上必要なサービスにつなげる。
また、虐待の防止等高齢者の権利擁護に努める。(総合相談支援・権利擁護)
虐待対応については、虐待防止・早期発見に加え再発防止にむけて、担当者を設けて対策を検討する委員会を定期的開催する。また、虐待防止の指針を整備し、担当者が適切に支援をおこなうために必要な研修を実施する。
- (3) 高齢者に対し包括的かつ継続的なサービスが提供されるよう、地域の多様な社会資源を活用したケアマネジメント体制の構築を支援する。(包括的・継続的ケアマネジメント支援)
- (4) 介護予防事業が効果的かつ効率的に提供されるよう、適切なマネジメントを行う。(介護予防事業)
- (5) 職種協働で在宅医療・介護が一体的に提供できる体制構築を推進する。(在宅医療・介護連携推進事業)
- (6) 多様な日常生活上の支援体制の充実及び高齢者の社会参加の推進を一体的に提供できるように、地域のネットワーク構築を推進する。(生活支援体制整備事業)
- (7) 認知症になっても本人の意思が尊重され、住み慣れた地域で生活し続けることができるように、認知症の普及啓発や支援体制の構築を推進する。(認知症施策推進事業)
- (8) 包括的な支援体制を整備する観点から、相談者の属性や世代に関わらず、相談の受け止めや支援関係機関との連携や協働による世帯全体への支援など必要な支援を行う。(重層的支援体制整備事業)

(利用契約)

第8条 センターが事業を行うに当たっては、利用者と介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係る契約書を締結しなければならない。

(指定介護予防支援の提供方法及び内容等)

第9条 指定介護予防支援事業・介護予防ケアマネジメントの提供方法及び内容は次のとおりとする。

- (1) 利用者等からの相談
- (2) 課題分析 指定介護予防及び介護予防ケアマネジメントのサービス計画書の作成

- (3) サービス担当者会議の開催
- (4) 保健師等の居宅訪問の頻度 必要に応じて訪問、原則として3か月に1回程度。
- (5) その他指定介護予防支援の提供方法、内容については、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年3月厚生労働省令第37号)の規定によるものとする。
- (6) この運営規程の概要、職員の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項は、事業所の見やすい場所に掲示する。
- (7) 指定介護予防支援(事業)を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定介護予防支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者から利用料は徴収しない。

(事業の委託)

第10条 センターは、第9条の指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントをおこなうにあたって、サービス計画書の作成・変更、経過観察、再評価、記録の作成・保管等の業務を他の居宅介護支援事業者に委託することができるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業実施地域は、鎌倉市山ノ内・台(1丁目を除く)・小袋谷・大船(1丁目～6丁目を除く)・高野地域とする。

(衛生管理について)

第12条 感染症や非常災害の発生時においてサービスの提供を継続的に実施する為の業務継続計画を策定し、研修及び訓練の定期的な実施と見直しをする。また、感染症の予防・まん延防止のための対策を検討する会議を定期的で開催するとともに、指針を整備し、職員への研修及び訓練を定期的の実施する。

(ハラスメント対策)

第13条 ハラスメントの方針を整備し、事業所におけるハラスメント対策を推進する。なお、利用者等が職員におこなう暴言・暴力・迷惑行為等のハラスメント行為をおこなった場合には、サービスの中止や契約解除等の必要な措置を講じるものとする。

(身体拘束等の適正化の推進)

第14条 指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という)を行ってはならない。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

(秘密保持)

第15条 センターは、業務上知り得た高齢者及び家族に関する個人情報及び秘密事項については、高齢者及び第三者の生命、身体等に危険がある場合等不当な理由がある場合、不当な権限を有する官憲の命令による場合及び別に定める文書（個人情報同意書）により同意がある場合に限り、第三者に開示することができる。

職員は業務上知りえた高齢者及びその家族の秘密を保持しなければならない。また、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持しなければならない。

(苦情対応)

第16条 センターの運営に関する高齢者からの苦情に対し、迅速かつ適切に対応するため受付窓口を設置し、苦情に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じるものとする。

附則

この規程は、平成24年6月1日から施行する。

この規程は、平成28年7月1日から施行する。

この規程は、平成28年8月1日から施行する。

この規程は、平成28年9月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。